

# 足立納税連合会 No151

会長・足立税務署長 新年のご挨拶

税を考える週間の行事

中学生の「税についての作文」、「納税表彰」、「一日税務署長」

国税・都税・区税のお知らせ



令和2年12月21日、中学生の「税についての作文」事業の一環で、中学生による「一日税務署長」体験を足立税務署主催で開催し、足立納連会長も参加致しました。

感染対策をしながらの開催でしたが、参加された生徒さんには良い思い出になったことと思います。足立納連からも記念品を贈呈いたしました。詳しくは、7ページをご覧ください。

足立納税貯蓄組合連合会ホームページ <http://www.adachinoren.org/>

# 年頭所感

## 会長 八木澤秀夫



新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の活動を振り返りますと、まず中学生の「税についての作文」については、足立区内18校の中学校に参加いただき、応募総数1,967編の応募となりました。

昨年と比べて応募数は370編の減少となりましたが、

昨年2月下旬よりコロナウィルスの感染が国内を巡り、小中学校では例年通りの卒業式や入学式が挙行出来ない環境下になり、授業についても、夏休み近くまで生徒の登校が出来ず授業も行われな中、当初はどれだけの応募があるか心配しておりましたが、それでもこれだけ多数の応募があったことを、大変嬉しく思いました。募集作業にご協力賜りました各税務機関並びに中学校の先生方に深く感謝申し上げます。

今年度は多数の優秀な作品応募があり、その中でも東京局連納税貯蓄組合連合会会長賞に3編も選出されるなど、足立納連にとりまして大変光栄なことでした。

また、本年は毎年開催していた「税についての作文」表彰式も開催することができませんでしたが、11月24日に

4地区に分けて役員と税務署の方で各中学校に賞状の贈呈に行きました。本来なら入賞された生徒さん全員に賞状の贈呈をしたかったのですが、校長先生に後ほど贈呈をしてくださるようお願いしました。

また、作文事業の一環として、中学生の「1日税務署長」を足立税務署主催で12月21日に開催し、私も参加をさせていただきました。感染対策をしながらの開催でしたが、参加された生徒さんには良い思い出になったことと思います。足立納連からも記念品を贈呈いたしました。

昨年はコロナウィルスの影響により、毎年行われている「税を考える週間」の行事も中止となってしまいました。今年になってもなお国内が大変な状況でもあり、納連の事業も思うように実施することが困難であります。その中でも私たちに何が出来るかを考える時期なのかもしれません。

現在の状況下では、例年と同様の活動は非常に難しい状況でございます。一日でも早い終息を願うばかりです。

今年の干支は「辛丑」(かのとうし)です。丑年には、「我慢」とか「耐える年」という意味があるようです。昨年の2月から続くコロナウイルス感染症の感染拡大を防止する目的で、今年の確定申告は、税務署での申告相談は整理券方式を導入するように聞いております。税務署の工夫もですが足立納連でも少しでも手助けができればと思っております。

本年もこのような状況の中でも、できる会務に取り組んで参りますので、組合員の皆様の更なるご理解とご支援を心よりお願い申し上げます、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶

## 足立税務署長 野口 末孝



明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という非常事態により、感染拡大防止の観点から、確定申告に係る申告・納付期限の延長という想定外の事態がございました。そのような

中で、八木澤会長様をはじめ役員並びに組合員の皆様方には税務行政に対しまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆様には、税務行政の根幹の一つであります、期限内納付の推進や次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした中学生の「税についての作文」募集事業につきまして積極的に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。

中学校では、新学期から夏休み近くまで休校となるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、授業時間の確保が困難を強いられる中、足立税務署管内18の中学校から例年と同様、多数の優秀な作品の応募がありました。

残念ながら税についての作文表彰式は開催できませんでしたが、各中学校を訪問し、東京国税局長賞及び足立税務署長賞を受賞された生徒さんに対し賞状を贈呈させていただきました。

また、東京国税局長賞等を受賞された4名の生徒さん

には当該事業のPRとして、「一日税務署長」を体験していただきました。新型コロナウイルス感染症の影響でたくさんのイベントが中止となる中で、このようなイベントが開催できたことは貴会のご協力あってのことだと思っており、重ねて御礼申し上げます。

さて、まもなく令和2年分の確定申告を迎えます。本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が最重要課題であることから、納税者の皆様には、税務署へのご来署をお控えいただき、ご自宅からのe-Taxや郵送による申告書の提出並びにダイレクト納付等キャッシュレス納付のご利用を積極的と呼び掛けているところです。

また、確定申告会場の混雑緩和のため、本年から全国の税務署において、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を手続きが行えます。

なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合がありますのでご留意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告事務の運営体制に変更が生じますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、確定申告事務の円滑な運営に向けて、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が足立納税貯蓄組合連合会にとってより良い年でありますこと、また、組合員の皆様方のご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 中学生の「税についての作文」

# 東京国税局長・東京納税貯蓄組合総連合会長賞等受賞

全国では応募作文数は313,725編、応募校数は4,877校で、昨年度に比べ作文数で264,479編の減、応募校数で2,587校の減となりました。足立納連では18校、1,967編の優秀な応募がありました。今年度も最優秀賞を計12名が受賞。優秀賞を22名、優良賞を25名が受賞されました。最優秀賞の中には、東京国税局長賞が1名、東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞が3名と、それぞれ受賞されました。

尚、今年度はコロナウイルス感染の影響により、全国では相当数の応募作文が減少となり、又表彰式も中止となりました。

(敬称略)

### 【東京国税局長賞】

松下 瑠海 第一中学校

### 【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞】

荒木 結菜 第一中学校

細谷 美音 東島根中学校

住永 萌 洲江中学校

### 【足立納税貯蓄組合連合会会長賞】

森田 真 蒲原中学校

### 【足立納税貯蓄組合連合会優秀賞】

福田 遥香 第一中学校

川上 涼心 第十二中学校

堀内 杏咲 第十三中学校

渡貫 はな 第十三中学校

大胡 佑奈 蒲原中学校

石和 由希乃 蒲原中学校

太田 侑奈 栗島中学校

北村 公 千寿青葉中学校

四方 亜美 千寿桜堤中学校

津川 栞音 竹の塚中学校

佐藤 彰治ロビン 竹の塚中学校

及川 秀人 花畑中学校

草柳 綺乃 花畑中学校

大上 孝成 花畑中学校

椎名 友唯 花畑北中学校

菊池 美沙 花保中学校

井野元 美奈 花保中学校

藤巻 凜子 東綾瀬中学校

丹波 大吉 東綾瀬中学校

木村 海斗 東綾瀬中学校

雨谷 快空 東島根中学校

佐藤 愛梨 洲江中学校

### 【足立納税貯蓄組合連合会優良賞】

渡辺 志歩 第一中学校

飯塚 初菜 第一中学校

菊池 晴 第十一中学校

佐藤 麗奈 第十一中学校

二神 優夕 第十一中学校

花井 琴美 第十一中学校

橋本 ひなき 第十二中学校

市川 倫子 第十二中学校

生田 温人 第十三中学校

岸本 竜也 第十三中学校

佐久間 未緒 青井中学校

普久原 陽平 蒲原中学校

内田 百香 栗島中学校

山口 結香 栗島中学校

松浦 美柚 千寿青葉中学校

本間 愛花 千寿桜堤中学校

鈴木 陽菜 千寿桜堤中学校

塩田 真央 花保中学校

奥澤 栞利 東島根中学校

中井 亜依 洲江中学校

後藤 優果 谷中中学校

吉田 藍 谷中中学校

宮崎 風花 谷中中学校

平岩 万穂 谷中中学校

時岡 美菜子 六月中学校

### 【足立税務署長賞】

木島 理実 千寿桜堤中学校

庄司 真子 東綾瀬中学校

### 【東京都足立都税事務所長賞】

杉木 豊実 千寿青葉中学校

### 【足立区長賞】

嶋田 桜子 洲江中学校

### 【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】

### 【足立租税教育推進協議会会長賞】

菅野 桃子 第十一中学校

### 【公益社団法人足立法人会会長賞】

内田 悠把 花畑北中学校

### 【東京税理士会足立支部支部長賞】

秋成 しの 青井中学校

### 【全国納税貯蓄組合連合会会長感謝状】

足立区立 東綾瀬中学校

# 中学生の「税についての作文」表彰式

東京都足立都税事務所長賞

『この国を見つめる』

足立区立千寿青葉中学校 三年一組 杉木 豊実

毎朝歩いている通学路を眺めるだけで、税金の使われ方がよくわかる。電柱、マンホール、信号、ゴミ収集場所等々。そもそも、歩いている道路も目指す学校も、税金なしでは成り立っていない。特に学校は、税金による恩恵を多大に受けているわけではないか。こうして考えると、税金に、その使い道を決めてくれている国に、そして、納税している人々に、改めて感謝したい。

その一方で、納税に対して不満や抵抗感を持つ人々がいることも事実である。理由としては、「自分が稼いだ分から、大幅に引かれてしまつ」「何に使われているのか、わかりにくい。」などがあるらしい。

では、仮に我が国から納税の義務がなくなった場合、どうなるだろうか。

例えば、病院での負担は全て自費となる。その場合、大多数の人々は病院に行くことが費用の面で難しくなるだろう。どんなに軽い病気や怪我も、適切な処置を施さなければ、重症化する可能性がある。最悪、死に至ることもある。病院行けなくなる。または行くのが難しくなるというのは、それらの危険性を更に高めることに直結する。

今回の新型コロナウイルス対策にも、多くの税金が使われている。前述の病院の例、布マスクや、一人当たり十数万円の給付金など、例を挙げればきりが無い。今重要なのは、新薬、ワクチンの開発援助である。有効な治療法が確立しなければ、全人類が感染し、抗体を獲得しない限り、収束することはないだろう。医療従事者の負担がさらに増えることは間違いない。有効な薬の開発は、そんな人々の大きな助けとなる。そのためにも、税金が必要不可欠である。

さて、ここまでの例から、税金が非常に重要であることがわかった。ここからは、この先の日本の形を、税金の視点から見つめてみる。

日本には、早急に解決すべき課題がたくさんある。新型コロナウイルスの対策は勿論、少子高齢化に歯止めをかける、環境問題に積極的に取り組む、諸外国の政治的な関係を改善する等々、いずれも先送りしてはならない課題だ。それらの問題の解決には、増税という措置を取らざるを得ない場合もあるだろう。ここで必要なのは、増税の理由・目的を国民に納得させることである。税金に限ったことではないが、何か対策を打ち出した時、国民にはつきりとした説明をする事は政治家の責務である。ましてや、私利私欲で横領するなどといったことは絶対にあってはならない。

誰かの納めた税金のお陰で今の私がある。逆に私の納めて税金が、社会のどこかで、知らない誰かを支えているかもしれない。まだ見ぬ誰かの幸せのため、そう思つて今日も納税しよう。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞  
足立租税教育推進協議会 会長賞

『税金でみんなを笑顔に』

足立区立第十一中学校 三年八組 菅野 桃子

私が税金について、初めて考えるきっかけになった出来事は、小学校六年生の時です。学校の課題で足立区の「税に関する絵葉書コンクール」に応募することになりましたが、それまで税金について考えたことが全くなかった私は、絵葉書にどんな絵を書けばよいのか全然思いつきませんでした。そんな時、母が、「あなたは、お母さんのお腹にいた時から税金のお世話になっていたんだよ。」と引き出しから一冊の手帳を出して見せてくれました。それは私の母子手帳でした。そこには、母の妊娠検診の受診票や母親学級を受講した記録、私が生まれてから受けた健康診断や予防接種などの記録が細かく残っていました。

私はその時初めて、自分が生まれる前から妊婦検診などの助成を受けて、税金のお世話になっていたことを知りました。

そして、それ以外にも私たちの生活は、さまざまな場面で税金によって支えられていることを知りました。私は「税金はみんなを笑顔にする」ものだということとが分かり、課題の絵葉書を描くことができました。

中学三年生の夏、今度は「税についての作文」を書く課題が出ました。私は、六年生の時のことを思い出しながら、今回の作文を書くにあたって、足立区のホームページで税に関することを調べました。足立区では、教育や健康、災害などを「ひと・くらし・まち・行財政」の視点で分け、区民から納められた税金をどのような目的で支出するのか具体的に予算を編成していることが分かりました。

また、ホームページには、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組みについてもしっかりと記載されていました。私は、みんなから納められた税金が有効に使われているのが分かり、安心しました。

私たちが豊かで、安心した暮らしができるのは、税金が重要な役割を果たしているおかげだと感じました。

私は、今の自分にできることは何かを考えてみました。それはとにかく、「今を頑張ること」です。中学校生活の中で私は、何事も前向きに取り組む努力をして過ごしてきました。自分の目標や将来の夢を叶えるためには、目の前の課題に真剣に取り組むことが一番大切だと思うからです。

私は今、日々の生活の中でいろいろな形で税金のお世話になっています。近い将来、自分が大人になって働くようになった時には、今までお世話になった恩返しのためしっかりと納税ができる社会人になりたいです。

令和2年11月24日、今年度は新型コロナウイルスの影響により作文表彰式は取りやめ、4地区に分けて役員と税務署の方で各中学校に賞状の贈呈に行きました。

また、7頁に掲載させて頂いた生徒さん4名の作品は、令和2年12月21日の足立税務署一日税務署長イベントで朗読による披露を頂いておりますので、今回は、足立都税事務所長賞、足立区長賞、東京納税貯蓄組合総連合会長賞、足立納税貯蓄組合連合会長賞の4篇の掲載とさせていただきます。

足立区長賞

『未来のための税金』

足立区立洲江中学校 三年二組 嶋田 椋子

歴史をさかのぼると日本の税金は飛鳥時代から始まっている。

大宝律令で定められた租庸調に始まり、明治時代になって世の中が変わるまで税金の仕組みはヒラミッド型だった。国を守り営むためとはいえ、労働階級の人々は高い身分の人々から、ほぼ一方的に搾取され、そこには逆らえない「上下関係」があった。大正時代からは累進課税制度や様々な控除の仕組みによって、国民全てが一定の水準を満たした生活ができるようお互い協力し合った世の中になった。

実際、私の身の周りでも税金が生活を助け豊かにする例がたくさん見られる。三年前に亡くなった父方の祖母は、社会保険制度のおかげで負担を少なく治療を受ける事ができた。母方の祖母は介護保険制度のおかげで特別養護老人ホームで安心して過ごす事が出来ている。ニュースでよく聞くように介護は本人にも家族にも大きな負担があり、助けがなければ生活できない。どちらも国民の負担はあるが税金が大きく支えている制度である。

また、歩道にある視覚障害者誘導ブロック、交差点にある視覚障害者音声誘導などさまざまな人が生活しやすい道路の整備などにも税金が使用されている。他にも私たちの身の周りには税金を使用して作られたものが沢山ある。そういったものを何気なく使って私たちは不自由のない生活を送っている。

ところが現在、少子高齢化社会をむかえ、税負担は若い世代に大きいのしかかっけてきている。今は他国と比べてみても社会保険等の「国民負担率」は低いかもこのままでは今後急激に大きくなっていくだろう。今の生活が続けられるのかとても不安だ。

では、その問題にどのように対応していけば良いのだろうか。限られた人数でも国の経済の基盤である「国内総生産」を拡大する方法を追求するのはどうだろうか。世の中が危機的な状況だからこそ、それに対応できる新しいアイデアを生み出して国全体が向上するべきだ。それには、次の社会を担う私たちがもっと創造的な能力を高める必要がある。

そこでぜひ、私たち子どもに税金による「未来への投資」をしていただけないだろうか。現在、コロナウイルスや災害によって、授業を中断されることが沢山おきている。その状況でも安心して学習できる環境や仕組みがあって欲しい。また、近年問題視されている保育所問題や学校の先生方の大きな負担を解決できるように、保育や教育に関わる人材を増やすことはできないだろうか。信じられないけれど今の日本で、貧困で生きることがギリギリな子どもが少なくないという報道も目にした。どの子ども安心して暮らせるか、将来健全で有望な人材になるはずだ。

人間は一人だけで幸福になることはできないと思う。だから税金は誰かのためのボランティアではなく、今自分がある社会の幸福を作るためにとても大切なものなのだ。

足立納税貯蓄組合連合会 会長賞

『安全を支える税』

足立区立蒲原中学校 三年一組 森田 真

僕の祖母が住んでいる富山県は雄大な山々と、広がる田園地帯、大きな川、そして海があり、たくさんの自然に囲まれている。小さい頃から何度も家族で帰省をして、立山連峰や黒部深谷へ遊びに行った。木といえば街路樹ばかりの東京で育った僕には、その自然環境の素晴らしさがよくわかる。今回、税金は何に使われているのだろうかと考えた時、それらの自然環境を安全に、美しく保つために多くの税金が使用されているのだろうと思った。

自然による災害は毎年のように何度もニュースで聞く。

今年の夏も、七月には日本各地で集中豪雨が発生し、熊本県では球磨川が氾濫して八代市や人吉市などの地域で大きな洪水被害がおきた。このような自然による被害を減らすような様々な取り組みが行われている。東京都の年間予算は七五兆円であるが、それに比べて富山県の年間予算は五千七百億円しかない。確かに、人口も公共施設も東京都の方が圧倒的に多いので、必然と社会保障のためのお金も多いだろう。しかし、自然の危険に近い富山県では、安全を守るためにダムを作る、河川の氾濫が起きないように川や山岳地域の整備をする。このようなことにたくさんのお金がかかる。また、美しい自然環境を守るためにもお金がかかる。しかし少ない予算でたくさんのお金をやるのは難しい。そこで、ふるさと納税という制度がある。

ふるさと納税とは、自分が住んでいる自治体に納める税金の一部を自分が応援したい自治体に納税するという制度だ。この制度によって、地方の都道府県や市町村は多くの税収入を集めることができるようになった。この制度を利用して人の中には、故郷やお世話になった地域に恩返しできたこと心から喜んでる人がいる。しかし一方で、単純に返礼品を目的に行っている人もたくさんいる。僕は、返礼品目当ての人を何人かというところの競い合い状態になっていた。一部の自治体は良くなかったと思う。しかし僕はこの制度に賛成だ。理由は、地方から上京してきた人が「地元で貢献したい」と思う気持ちを、税収入を増やす事に貢献するという形で実現できるからだ。僕の家でも「これなら出来るね」という結論になり、来年からやってみようという話になった。

ただ一方で、僕は、東京都に納められている税金がふるさと納税制度により、年によつては、六百四十五億円も減っていた、という事実も知った。今回のコロナウイルス対策では感染防止協力金にお金を使い、東京都の財政は貯蓄を大きく減らしている。今回ふるさと納税の魅力を知った一方で、東京都の税収入が減っている現状も知り、僕はちょっと複雑な気持ちになった。今回初めて税金のことについて考えて、税金の意義を理解した。

将来、僕はしっかりと税金を納められるよつな大人になりたいと思った。

# 令和2年度 納税表彰

## 足立税務署

- 税務署長表彰を常任理事・小早川徹也氏が受彰
- 署長感謝状を常任理事・坂本恭正氏が受彰
- 署長感謝状を常任理事・櫻 富夫氏が受彰

令和2年11月に、今年度は、コロナ渦の影響により、表彰式はとり行わず、各個人に伝達した。足立納連からは署長表彰を常任理事小早川徹也氏、署長感謝状を常任理事坂本恭正氏並びに常任理事櫻富夫氏が受彰されました。



小早川徹也氏

## 東京都足立都税事務所

- 税務功労者都税事務所長感謝状を木島昭子氏が受彰

令和2年11月に、今年度は、コロナ渦の影響により、表彰式はとり行わず、個人に伝達した。

足立納連からは税務功労者都税事務所長感謝状を常任理事の木島昭子氏が受賞されました。

## 足立区

- 税務功労を坂本恭正氏が受彰

10月1日に令和2年度足立区功労者表彰式を区役所庁舎ホールで開催しました。

足立納税貯蓄組合連合会では、常任理事の坂本恭正氏が受賞されました。



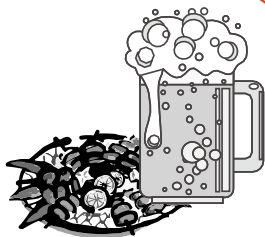
坂本恭正氏



櫻 富夫氏

和食館  
ぐれーぷ

**葡萄**



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F  
TEL.03(3620)1272

親切本位 土地・建物・売買・管理  
アパート・マンション  
賃貸仲介

東京都知事免許(2)第95409

**(株)丸善不動産**

代表取締役 酒井 真美

足立区足立 4-41-5 TEL.3852-2221  
FAX.3880-3333

# 足立税務署主催 『一日税務署長』 開催

第一中学校の松下瑠海さん並びに荒木結菜さん  
千寿桜堤中学校の木島理実さん・東綾瀬中学校の庄司真子さん

令和2年12月21日、中学生の「税についての作文」事業の一環で、中学生による「一日税務署長」体験を足立税務署主催で開催し、足立納連会長も参加致しました。税の作文で優秀な賞を収めた生徒を税務署に招き、一日税務署長を務めていただくものです。

一日税務署長イベントでは、国税局長賞・税務署長賞・局連会長賞を受賞された4名の中学生は野口署長より委嘱状の交付を受け、一日税務署長の襟をかけ、歴代署長の名額に名前を入れて記念撮影を行った後、一日税務署長として、足立納連会長と名刺交換し、模擬決済・署内視察の後、集まった署職員20人の前で受賞作文の朗読を行いました。当日は、J:COMによる取材もあり、一日署長のイベントの様子は、12月23日(水)18時からのJ:COM「つながるNews」で放映されました。

松下瑠海さん・署長室にて



荒木結菜さん・署員の前で朗読



木島理実さん・署長室にて



庄司真子さん・署長室にて



インテリア雑貨は

## Living Shop YK

リビングショップYK

株式会社 山崎商店  
東京都足立区千住2-22 YKビル1F  
TEL 3879-3357

緩衝材の加工・販売

## 株式会社 荒井商店

代表取締役 荒井正行

〒121-0061  
足立区花畑2-13-34  
TEL.03-3883-4503  
FAX.03-3850-0660

# 国税コーナー



## 足立税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 120-8520 足立区千住旭町4-21 Tel. 03(3870)8911(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

### e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

**申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！**

STEP

1

**「国税庁ホームページ」へアクセス**

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

**申告書等を作成**

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

**e-Tax で送信して提出**

**①マイナンバーカードを使って送信**

マイナンバーカード、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

**②IDとパスワードで送信**

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

### 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(火) ～2月3日(水)	花畑記念庭園 桜花亭 2階	足立区 花畑4-40-1	【午前の部】 午前9時30分から 12時まで 【午後の部】 午後1時から 4時まで ※ 土、日及び祝日を除きます。
2月4日(木) ～2月5日(金)	佐野地域学習センター 2階	足立区 佐野2-43-5	
2月8日(月) ～2月16日(火)	足立区役所 本庁舎1階特設会場	足立区 中央本町1-17-1	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切る場合がありますので、ご了承ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますので、ご了承ください。



# 申告書作成会場の開設について

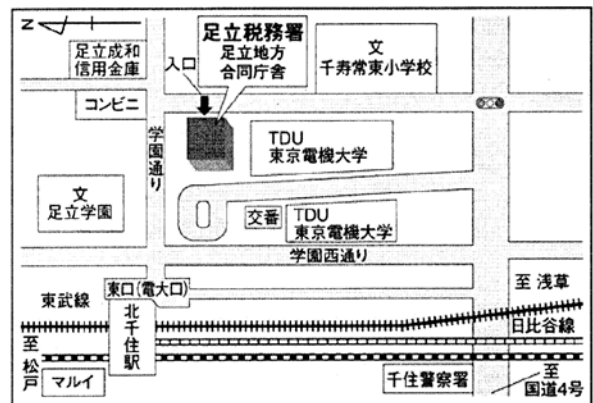
～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(火) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	足立税務署 (足立地方合同庁舎2階)	足立区 千住旭町4-21	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

【案内図】

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 確定申告期間中は当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。



## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといた対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- 来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。



# 国税コーナー



国税の納付は、  
**簡単・便利な**

## ダイレクト納付

をご利用ください





e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



↑  
詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
- ▶ **電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です!**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付を行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より  
納付方法のご案内

○「地方税共通納税システム」から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。  
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。  
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

### ダイレクト納付を利用するには

- ➡

**ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。


- ➡

**e-Taxの利用開始手続をする**

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。  
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。


- ➡

**ダイレクト納付利用届出書を提出する**

「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。  
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。  
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

## ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある

「ダイレクト納付を利用した予納（e-Taxソフト（WEB版）の流れ）」をご覧ください。



### 例 定期的に均等額を納付する場合



## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です）。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



### インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



### モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



### ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（<https://www.pay-easy.jp>）」でご確認ください。

### 利用可能時間

#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。



#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休休日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休休日の翌営業日は8時30分からご利用いただけます。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

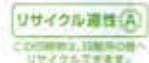
検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土休日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



令和2年9月

# 都税コーナー

東京都主税局ホームページ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

—都税についてのお知らせ—

## 2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、3月1日(月)までにお納めください。

&lt;ご利用になれる納付方法&gt;

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

※納付書1枚あたりの合計金額が100万円未満の納税通知書・納付書に限ります。

※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※ (ペイマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。

※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

利用できるアプリ：

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※領収証書は発行されません

(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

**簡単** **便利** **安心** な **口座振替** の申込はWebで!!

**簡単**

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web\\_kouzafurikae.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html)

**便利**

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。

●2月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期からの口座振替が可能です。

※11日以降に申込みいただいた場合、令和3年度第1期からの振替となります。

**安心**

●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



<口座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問合せ先】<課税について> 所管都税事務所の固定資産税班又は支庁

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、  
都税の納付がさらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



## 納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、  
納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。

## 納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、  
固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、  
固定資産税（償却資産）  
の定期課税分及び随時課税分

**1枚あたりの合計金額が30万円までの  
納付書（バーコードがあるもの）に限ります。**

## 注意事項

- **領収証書は発行されません。**※  
領収証書が必要な方は、都税事務所・  
金融機関等の窓口またはコンビニエンス  
ストアで納付してください。
- **納付手続完了後に、納付を取り消すことは  
できません。**
- 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額  
をチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損により  
バーコードが読み取れない納付書は  
お使いいただけません。  
主税局 HP で詳細をご確認の上、  
ご利用ください。

## 利用できるアプリ

(令和3年2月1日時点)



※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局  
ホームページ



各種ゴム製品・総合メーカー

**ASAHI (株)浅井ゴム製作所**

営業所/東京都足立区綾瀬3丁目9番16号  
☎ 03-3606-4156 (代)  
工場 葛飾区小菅3丁目19番12号  
FAX 03-3606-4155



(一般・貸切・引越・移転作業・etc.)  
一般貨物自動車運送事業・関自振第2489号

**東興運輸有限会社**

代表取締役 田谷野 雅史

本社営業所/東京都足立区大谷田5-3-7

電話/03-3606-0115

八潮営業所/埼玉県八潮市南川崎130-3

電話/048-998-1833

損保ジャパン日本興亜(株)代理店



**大谷田保険事務所**

(東興運輸有限会社内)

# 区税コーナー

足立区ホームページ

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/>

## ◆住民税(特別区民税・都民税)の申告について

### ～令和3年度住民税の申告～

**申告先** 足立区役所

**申告期間** 2月8日(月)～3月15日(月)

新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場にお越しいただくのは極力お控えください。  
できる限り郵送での申告にご協力をお願いいたします。

#### ◆住民税の申告が必要な方

- ▽令和3年1月1日現在区内在住で、令和2年1月1日～令和2年12月31日までに給与や年金等の所得があった方
- ▽区外在住で、区内に事務所や事業所、家屋敷がある方
- ▽所得は無かったが、住民税の決定が必要な公的サービス(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、就学援助など)を受ける方や都営住宅入居者など課税(非課税)証明書が必要な方
- ▽給与所得や公的年金所得の源泉徴収票に含まれない控除を追加する方

#### ◆住民税の申告が不要な方

- ▽税務署に確定申告書を提出する方
- ▽給与収入のみで、勤務先が足立区に給与支払報告書を提出している方
- ▽区から「申告書の提出不要のお知らせ」が届いた方

#### ◆申告についての注意事項

- ▽申告の際には、マイナンバーの記載と番号確認書類および身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- ▽16歳未満の扶養親族に控除額はありますが、障害者控除の適用やひとり親・寡婦・非課税などの判定に必要なため、16歳未満の扶養親族も扶養親族欄に必ず記入してください。
- ▽医療費控除を申告する場合、領収書では控除を受けられませんので、必ず医療費明細書を作成し申告書に添付してください。
- ▽以下の事項については、住民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書を提出しなければ住民税の計算に算入できなくなりますのでご注意ください。  
上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得(特定口座・源泉徴収選択口座)、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例、事業専従者控除

#### ◆令和3年度からの主な変更点

- ▽全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、「寡婦(夫)控除」が一部改正され「ひとり親控除」が新設されました。
- ▽働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除額及び公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ▽各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件が10万円引き上げられました。

#### ◆次の方へ2月上旬に申告書を送ります

- ▽令和3年1月1日現在、20歳以上の方で申告が必要と思われる方
- ※申告書が送付されず、申告書が必要な方は、課税課・区民事務所窓口で配布します。郵送で申告書を希望される方は、課税課までご請求ください。

#### ◆提出は区役所へ

- ▽申告は課税課、区民事務所のほか、郵送(課税課宛)でも受け付けます。
- また、出張受付では、区の課税課職員が相談を受けながら、申告を受け付けます。

▽住民税申告出張受付日程(受付時間:午前9時から午後4時30分まで)

日程	場所	日程	場所	日程	場所
2/16 (火)	シアター1010 江北区民事務所	2/19 (金)	興本住区センター 梅田区民事務所	3/2 (火)	西新井栄町住区センター 舎人区民事務所
2/17 (水)	新田住区センター 佐野地域学習センター	2/25 (木)	花畑区民事務所 江南住区センター	3/3 (水)	押皿谷住区センター 保塚地域学習センター
2/18 (木)	伊興区民事務所 中川区民事務所	2/26 (金)	竹の塚障がい福祉館 (竹の塚センター内1階会議室)	3/4 (木)	勤労福祉会館 (ブルミエ内)

▽区役所の休日開庁日に住民税の申告を受け付けます。※国税の申告はできません。

2月28日(日) 午前9時から午後4時まで 場所=1階区民ロビー

### ◆住民税の申告についてのお問い合わせは

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区役所課税課 課税第一係～第四係

TEL 3880-5230 3880-5231

3880-5232 3880-5418 ※電話のおかけ間違いにご注意ください。

※国税(所得税・消費税・譲与税)についてのお問い合わせは管轄の税務署へ

### ◆休日納税相談の実施について

区の納税課では、住民税(特別区民税・都民税)・軽自動車税の納税に関する様々な相談をお受けしています。

平日の納税相談が困難な方は、休日納税相談をご利用ください。

なお、この日には戸籍住民課、課税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、介護保険課、親子支援課、子ども施設入園課も休日開庁に伴う業務を行っていますのでご利用ください。

◎休日納税相談実施日(受付時間:午前9時から午後4時まで)

実施日(毎月第4日曜日)		※4月及び5月は2回実施	
令和3年1月24日	令和3年4月25日	令和3年7月25日	令和3年11月28日
令和3年2月28日	令和3年5月9日	令和3年8月22日	令和3年12月26日
令和3年3月28日	令和3年5月23日	令和3年9月26日	令和4年1月23日
令和3年4月11日	令和3年6月27日	令和3年10月24日	令和4年2月27日

問合せ先 納税課 滞納整理第一係・第二係

TEL 3880-5236 又は 3880-5237 ※電話のおかけ間違いにご注意ください。

### ◆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。口座振替にしますと、ウツカリした納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

#### ◎申し込みに必要なもの

1. 預(貯)金通帳、2. 通帳の印鑑、3. 納税通知書または納付書

#### ◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所

詳しくは下記までお問い合わせください。

納税課収納管理係 TEL 3880-5238

### ◆耳より情報

特別徴収の特別区民税・都民税の納付方法として、令和元年10月からeLTAXを活用した納税システム「地方税共通納税システム」が全国の自治体で稼働しています。組員の皆様、ぜひご利用ください。

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

・eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

・電話 0570-081459 又は 03-5521-0019 (月曜日から金曜日の9時から17時)

[www.ayadigi.jp](http://www.ayadigi.jp)

「アヤセ」の製版・印刷機器の製造販売  
製版印刷機器及びエレクトロニクス等各工程に  
必要な検査台、検品台等の設計製作

**アヤセ・デジタルクリエイト**

〒340-0054 埼玉県草加市新善町206

Tel.050-3786-4412 Fax.050-3730-4017

mail to: [toiawase@ayadigi.jp](mailto:toiawase@ayadigi.jp)

### 足立納税貯蓄組合連合会は、 皆様の入会をお待ちしております。

特色は、

- (1) 地域に密着し、個人・法人を問わず幅広く納税者を包括している団体。
- (2) 特別に制定された法律(納貯法)に根拠を置く団体。
- (3) 納税者の自由意志により設立できる団体。
- (4) 団体への加入者に特別な「資格」等が必要とされていない団体。
- (5) 税務行政の内、特に「納税」という側面に活動の重点を置いた他の類似団体に見られない国及び地方公共団体の税務協力団体。

足立納税貯蓄組合連合会事務局 03-3849-7141

税金のご相談は、税理士部へどうぞ！  
(五十音順)

小早川会計事務所  
税理士 小早川 徹也  
〒120-0026 足立区千住旭町 25-5  
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所  
税理士・行政書士 坂本 恭正  
〒120-0034 足立区千住2丁目32  
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所  
税理士 櫻 富夫  
〒120-0005 足立区綾瀬3-27-3  
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所  
税理士・行政書士 芝野 浩一  
〒120-0034 足立区千住3-37-7  
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

原島正光税理士事務所  
税理士 原島 正光  
〒120-0034 足立区千住3丁目5番  
第2小寺ビル6F  
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所  
税理士 福井 英泰  
〒120-0037 足立区千住河原町8-10  
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所  
税理士 村岡 喜一郎  
〒120-0035 足立区千住中居町30-8  
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所  
税理士 諸我 時夫  
〒120-0035 足立区千住中居町18-6  
マンション釜鳴302号  
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

八木澤会計事務所  
税理士 八木澤 秀夫  
〒120-0014 足立区西綾瀬2-18-15  
TEL.03-3849-7141 FAX.03-3880-2940

若林税理士事務所  
税理士 若林 俊之  
〒120-0044 足立区千住中居町18-10  
野中ビル4B  
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496



**足立納税貯蓄組合連合会は、皆様の入会をお待ちしております。**  
特色は  
(1) 地域に密着し、個人・法人を問わず幅広く納税者を包括している団体。  
(2) 特別に制定された法律(納税法)に拠拠を置く団体。  
(3) 納税者の自由意志により設立できる団体。  
(4) 団体への加入者に特別な「資格」等が必要とされていない団体。  
(5) 税務行政の内、特に「納税」という側面に活動の重点を置いた他の類似団体に見られない国及び地方公共団体の税務協力団体。  
足立納税貯蓄組合連合会事務局 03-3849-7141

編集後記

令和二年は、新型コロナウイルスに  
あけ、新型コロナウイルスに暮れると  
いう、前代未聞の事態になってしま  
いました。

この新型コロナウイルスにかからないよう  
にすることが精一杯のような毎日とし  
た。さりとて経済も大事、仕事もいま  
で以上に頑張らなければいけません。  
コロナと仕事の狭間で、懸命に毎日  
を過ごしてきました。令和三年には、こ  
の事態が治ることを祈っております。

一五一号は、この新型コロナウイルスの影  
響もあり、税務申告などの時期的なも  
のが例年とは若干異なりましたので、  
発行を一月二十日と変更しました。ま  
た一五一号では、中学生の作文優秀賞  
を掲載し、この事業の一環としての「一  
日税務署長」を掲載しました。是非と  
もご一読いただければ幸いです。

編集委員 W

※お詫び、一五一号に関して紙面の都合上、  
「会員リレー投稿」をお休みさせていただきました。  
ました。

発行所 足立納税貯蓄組合連合会  
発行責任者 会長 八木澤 秀夫  
編集者 相談役 渡辺 好之  
広報部長 副会長 浅井 弘  
印刷所 アヤセデジタルクリエイティブ

消費税の納税準備はあだちせいわで

**消費税**  **納税**  **定期積金** 

店頭表示金利 **+0.10%** 上乘せ

ご契約者さま専用の「消費税納税融資」を利用可能  
\*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

さらに 経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてたく  
『あだちせいわ経営情報レポート』  
を126種類をご用意しております。

 **足立成和信用金庫**